

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
1月12日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 解除予定保安林 (山口市) (森林整備課) 三
 - 解除予定保安林 (防府市) (森林整備課) 三
 - 漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (水産振興課) 三
 - 道路の区域の変更 (道路整備課) 三
 - 道路の位置の指定 (建築指導課) 四
 - 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正 (会計課) 四
 - 公告
 - 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報 (畜産振興課) 四
 - 岩国都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 五
 - 周南都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 五
 - 田布施都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 五
 - 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 五
 - 選管告示
 - 山口県選挙管理委員会委員長選挙において当選人となった者の住所及び氏名 五

山口県告示第七号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基



づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年一月十二日から同年二月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 田辺三菱製薬工場株式会社
住 所 大阪市淀川区加島三丁目一六番八九号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場
所在地 山陽小野田市大字小野田七四七三番地の二
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工事着手 予 定 日	工事完成 予 定 日	使用開始 予 定 日	使用時間 隔 隔 隔 隔
七四	三、四二〇 (m^3/d)	令和三、 二、一四	令和三、 三、三一	令和三、 六、一	連 続 二 四 時 間
四七〇口	六、四六〇 (l/d)	令和三、 二、九	令和三、 三、二五	令和三、 四、一	断 続 八 時 間

備考 「四七〇口」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理後	処理前	通 常	最 大	
凝集沈殿施設	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃
活性汚泥処理施設	七・五	八・五	七・二	八・九	三、六〇一
	〃	〃	〃	〃	三、三〇七

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
〃	〃	三、四二〇	活性汚泥	〃	二四時間	変動なし	(既)	(既)	(設)

四 汚水等の処理施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	
七四	七・五	八・二	四一
四七一口	六	七・五	六〇
〃	〃	〃	三四
〃	〃	〃	五〇
〃	〃	〃	三三
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〇・三
〃	〃	〃	一・九
〃	〃	〃	三、六〇一
〃	〃	〃	一五
〃	〃	〃	三、八〇七

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水口の		排水の		汚染		状態		値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	動物油脂肪類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)					
七・五	七・二	一・二・五	一・二	二〇	一	八・九	一・二・三	〇・一	〇・五	一・三、六二〇	一四、四〇〇
通	最	通	最	最	通	最	通	最	通	最	大

山口県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

令和三年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除予定保安林の所在場所

山口市鑄銭司字梅ノ木二二二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二二二〇の二、二二二〇の三・二二二〇の四・二三六一の一・二三六一の二・二三六一の一六・字梅ノ木原二二二七・二二二八の一・二二二八の三・二二二八の四（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

令和三年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除予定保安林の所在場所

山口県告示第十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十二条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第一百三十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十四号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和二年十二月十九日限り消滅した。

令和三年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

柳井加入区

山口県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年一月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
 路線名 小野田山陽線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山陽小野田市日の出二丁目一五二三の四地先から同市大字東高泊字鴻ノ巣二二二の一地先まで			最狭 六三・〇 最広 二五・〇 六三・〇〇	八八二・〇 八八七・〇	

山口県告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
 その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市南花岡三丁目一七六八の一及び一七六八の一地先	四・〇	四四・一	令和二、二 一一、二
下松市清瀬町一丁目三九三の二	五・〇	四一・八	一八
下松市南花岡七丁目一五一四の六及び一五一四の七	四・五	六〇・二	
下松市清瀬町四丁目三七〇の九	五・〇	四四・七	二二

山口県告示第十三号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正し、令和三年一月十八日から施行する。

令和三年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

二の表株式会社西京銀行の項中「(マルチペイメントネットワーク)を利用する方法によるものを除く。」を削る。



(二) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和三年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三一九〇四〇 四〇〇三九	H D〇七一	その他	平成三、三、六	宮城県	外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフリース株式 会社山口A Iセン ター
三一九〇四〇 四〇〇四八	H D〇八〇	〃	〃	カナダ	〃	〃
三一九〇四〇 四〇〇五三	H D〇八五	〃	〃	〃	〃	〃
三一九〇四〇 四〇〇五四	H D〇八六	〃	〃	〃	〃	〃
三一九〇四〇 四〇〇五五	H D〇八七	〃	三〇	〃	〃	〃
三一九〇四〇 四〇〇五六	H D〇八八	〃	〃	〃	〃	〃
三一九〇四〇 四〇〇五八	H D〇九〇	〃	〃	〃	〃	〃
三二〇〇四〇 六〇〇一五	C 一一八九	〃	令和二、二〇	宮城県	〃	〃
三二〇〇四〇 六〇〇二〇	D 二二四二	〃	一、二二	〃	〃	〃

三二〇〇四〇	HD〇九六		令和元、 四		
二〇〇四六					
三二〇〇四〇	HD一一三				
二〇〇六三		二四			

(三) 岩国都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画道路三・五・二十五臥竜橋通り線

岩国都市計画道路三・五・三十欠口新町線

岩国都市計画道路三・五・三十三川西線

岩国都市計画道路三・六・四十一関所山散島線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四) 周南都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画下水道光市流域関連公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(五) 田布施都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

田布施町から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による田布施都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

田布施都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和三年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字久保

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市大字末武上六五八番地の八

有限会社八木組



山口県選挙管理委員会告示第一号

令和二年十二月二十五日に行つた山口県選挙管理委員会委員長の選挙において当選人

となつた者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和三年一月十二日

山口県選挙管理委員会委員長

秋本泰治

住

所

氏 名

山口市吉敷下東二丁目九番一四号

秋本泰治

令和三年一月十二日印刷
令和三年一月十二日発行

発行人所

山口県知事庁